

分野

IX 津波被災地

分野内の整理

4. 津波被災地の土地利用について

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・防潮堤の高さはTP7.2m(現在は6.2m)で整備予定(県事業)。この高さはL1津波(100年に数度おきる津波)に対応したもので、今回のような大津波(L1津波)を防ぐ高さではない。今回の津波を防ぐ高さにするには、際限なく高い防潮堤をつくることとなり、海の見えないコンクリートの壁の地域となる。そのためL2津波の場合は逃げることを想定したまちづくりとするため、災害危険区域の設定をすることとしている。
- ・ガレキ置き場や焼却施設についても沿岸部に設置予定である(設置主体は環境省)。今後地域住民に設置についての説明をしていくこととなる。
- ・防潮堤から200mの範囲は防災林として整備する予定。防潮堤で防げなかった津波の緩衝帯となるように整備。
- ・災害危険区域の指定については、12月議会に上程予定。町としては浸水深2mの範囲を基本として指定したいと考えている。浸水深が2m前後の地域は個別に意向調査を行う予定。災害危険区域に指定されると新たな居住用建物の建設、宿泊を伴う事業、入院を伴う病院や診療所の建設などが制限される。(事業所や倉庫などは可)

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・コンクリート壁の防潮堤のみ整備すのではなく、自然の地形を活かし景観にも配慮した防潮林も併せて整備する必要がある。
- ・沿岸部の土地利用について、復興を加速するためガレキ置き場や焼却施設を設置するのは仕方ないことだと地元住民は理解している。しかし、利用された土地とされなかった土地があると、不公平感が生じる。災害危険区域に指定され、建物も建設できない土地であるので、残地が残らないよう活用してほしい。
- ・津波被災地への説明で「津波被災地の復興」「ガレキ置き場や焼却施設の整備」「除染関係」を別々に住民説明とせず一括した説明をしてほしい。とくにガレキ置き場は町全体の復興を考えた場合、最優先の課題である。津波ガレキの処理は環境省が主体で進めているが、町も十分に関与し、早急に進むようにしてほしい。
- ・東日本大震災の合同慰霊碑を含むメモリアル公園などは町民の声をよく聞いて進めてほしい。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ① 防潮堤の整備にあたっては、周辺の景観に配慮した整備を福島県と調整すること。
- ② 津波被災地の土地利用については、多くが災害危険区域に設定されることから事業残地がないように、有効に活用すること。
- ③ 津波被災地での住民説明においては、土地利用方針を一括して説明するようにすること。(事業単位での説明では津波被災地復興の全体像が把握できないため。)

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ① まちづくり計画検討部会において、進行管理部会から出された意見も考慮して具体案の検討。
- ② 津波被災地の地域住民への説明は、地域の土地利用の全体像を示すなど説明に配慮。
- ③ 国・県事業に対する、町の関与の強化。(事業の加速化のために町として申し入れ)